

沿岸広域振興局長告示第116号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、道路を次のとおり指定した。

平成27年11月6日

沿岸広域振興局長 佐々木 和 延

位 置	延長（メートル）	幅員（メートル）	指定年月日
上閉伊郡大槌町安渡地内 区8.5-1	557.19	8.50	平成27年10月21日
上閉伊郡大槌町安渡地内 (仮称) 安渡2号線	346.74	7.00	〃
上閉伊郡大槌町安渡地内 (仮称) 安渡5号線	95.10	7.00	〃
上閉伊郡大槌町安渡地内 (仮称) 安渡6号線	81.55	7.00	〃
上閉伊郡大槌町安渡地内 (仮称) 安渡7号線	324.49	7.00	〃
上閉伊郡大槌町安渡地内 安渡町営住宅1号線	65.23	6.00	〃

備考 関係図書は、沿岸広域振興局土木部及び大槌町役場に備えておいて縦覧に供する。